

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性（案）について

1. 対象とする家きんの追加について

対象とする家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）にエミューを追加【留意事項 8、43、61】。

2. 疑似患畜の除外について

（1）発生農場と飼養管理者が共通している農場において、シャワーインと同程度の措置を講じることで、疑似患畜から除外できるよう記載【留意事項 23】。

（2）集卵ベルトが貫通している農場間において、一定の措置を講じることで、患畜又は疑似患畜が確認されていない農場（非発生農場）の家きんについては、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる規定を記載【新設】。

3. 防疫措置前の病原体拡散防止措置について

大臣指定地域においては、防疫措置前の病原体拡散防止措置として、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、周辺農場における塵埃対策を講じることを指導するよう記載。また、粘着シート設置の際は、野鳥等の他種への影響を考慮するよう記載【留意事項 34】。

4. 防疫措置時の病原体拡散防止措置について

防疫措置時に病原体拡散防止措置を講じるよう記載【新設】。